

# 障害者総合支援法と 障がいのある子どもを 支える法制度のいろいろ

(編) 全日本手をつなぐ育成会 政策研究開発センター委員 機関誌「手をつなぐ」編集委員  
(社) 日本発達障害福祉支援「発達障害白書」編集委員

又村 あおい

障害者総合支援法については、現時点で入手可能な情報により作成していますので、一部の項目は見込みとなります。また、障害者自立支援法は「自立支援法」、障害者総合支援法は「総合支援法」と表記します。

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

1

## 今日お話すること

- 1 これまでの法改正を含めた、障害者総合支援法の概要について
- 2 障がいのある子どもを支える法制度のいろいろ

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

## 祝！権利条約批准！！

- 2014年1月20日、日本国として国連へ障害者権利条約の批准書を寄託(提出)
- 今後は、定期的に国連から国内の障害者施策に関するチェックを受けることに(まず2年後に報告書提出、その後は少なくとも4年に1回は報告書を提出)
- 国際水準に照らして立ち遅れている分野があった場合、施策の拡充や改善を勧告されることも

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

3

## これまでの法改正を 含めた、障害者総合支 援法の概要について

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

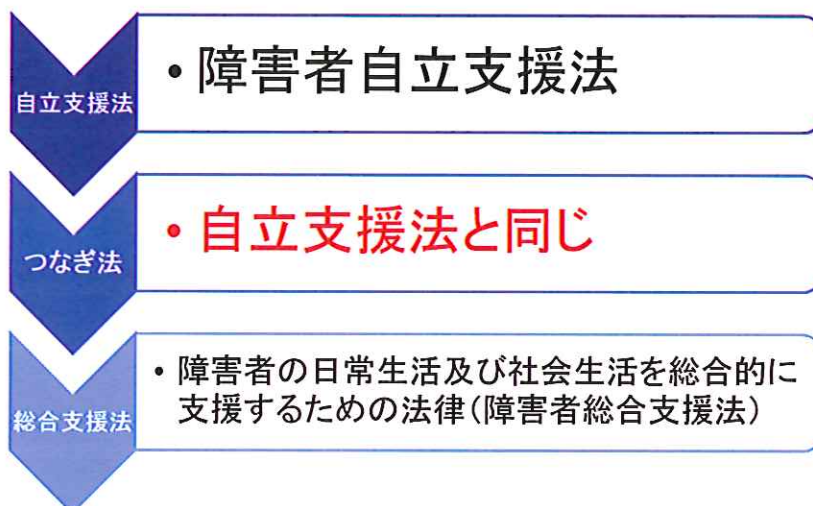
## 結局、どうなったのか？

<p>平成18年 4月 自立支援法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援費制度の破たん、障害者自立支援法の施行</li> <li>1割の利用者負担や障害程度区分の導入、福祉サービスの再編、精神障がい者への対象拡大など</li> <li>利用者負担の過重批判などに対応するため、特別対策を実施</li> </ul>
<p>平成22年 12月 つなぎ法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「つなぎ」法による、自立支援法や児童福祉法などの改正</li> <li>利用者負担の軽減、障がい児支援の児福法移管、発達障がいの対象明確化など</li> <li>並行して、自立支援法廃止議論も進む</li> </ul>
<p>平成25年 4月 総合支援法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域社会共生実現法による、さらなる自立支援法や児童福祉法などの改正</li> <li>自立支援法は廃止されず、改正により対応</li> <li>GHとCHの一元化、重度訪問介護の対象見直し、意思決定支援、難病者への対象拡大など</li> </ul>

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

5

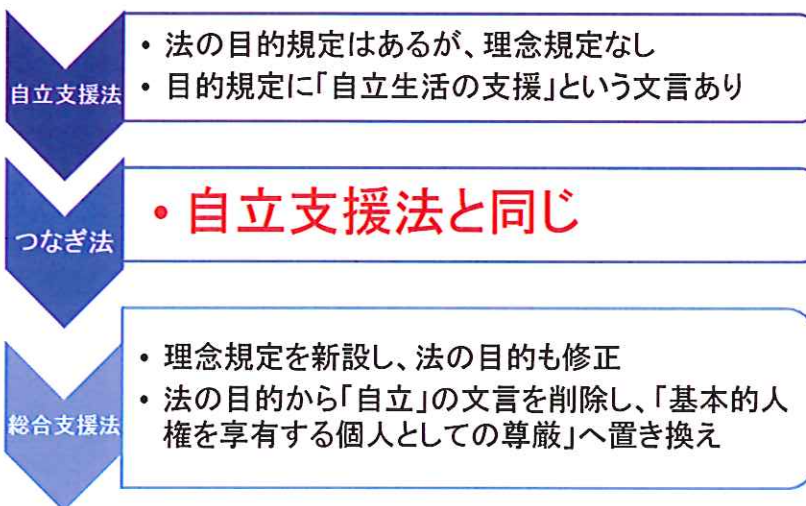
## 法律の名称(正式名称)



平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

6

## 法律の目的や理念



平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

7

## 総合支援法の概要(その1)

### 【理念や目的・法律の名称】

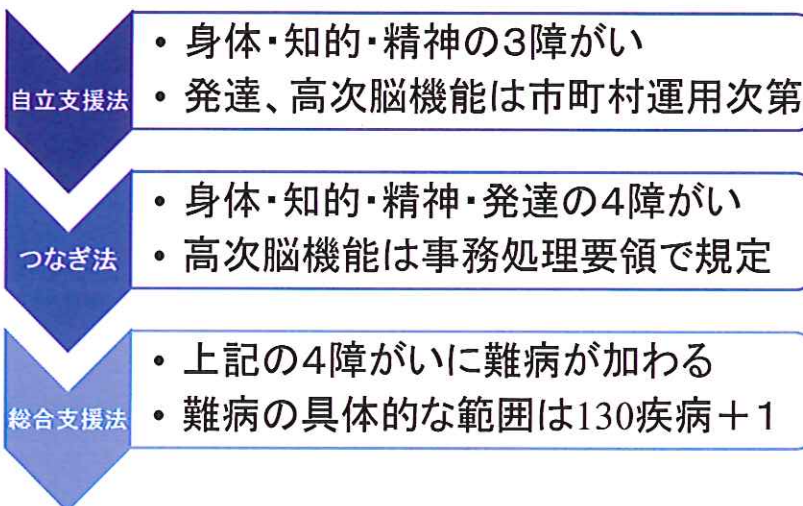
- 障害者基本法の改正を踏まえて、「共生社会の実現」「可能な限り身近な地域で支援を受けられる」などの理念規定を設ける
- 理念規定にあわせて、法の目的についても手直しする
- 法律の名称は、「障害者総合支援法」に改める(総合福祉法を創設するのではなく、自立支援法の名称を変える)

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

8



## 制度対象(障害の範囲)



平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

9

## 総合支援法の概要(その2)

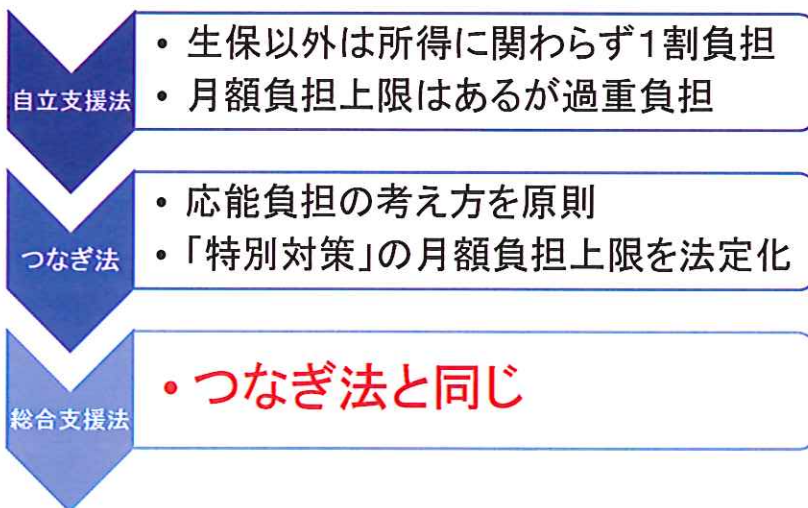
### 【障がいの範囲】

- 「制度の谷間」を埋めるという改正障害者基本法の趣旨を踏まえ、「難病」の人を制度対象に加える(児童についても同様)
- ただし、具体的な範囲は難病指定の130疾病に慢性関節リウマチを加えた131疾病
- 対象となる疾病はある程度決めざるを得ないが、対象外となる疾病が非常に多く、当事者団体からは批判あり

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

10

## 利用者負担



平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

11

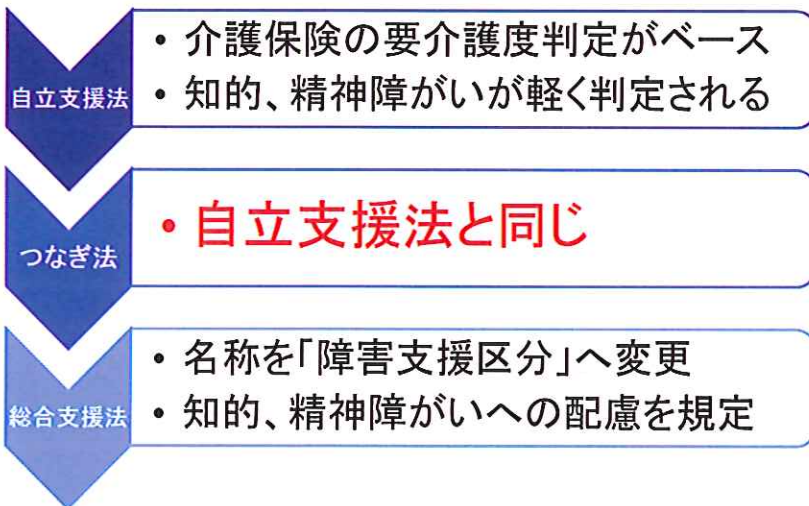
## 結局どうなるの？

- 平成24年4月から変更済み
- 成人は本人と配偶者、18歳未満は住民票上の世帯全員で所得判定
- 市町村民税が「非課税」の場合は、利用者負担ゼロ
- 市町村民税が「課税」の場合は、設定された月額負担上限額までは1割負担
- 月額負担上限額の設定については、応能負担の考え方を取り入れている

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

12

## 障害程度区分



平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

13

## 総合支援法の概要(その3)

### 【障害程度区分の見直し】

- ・ 障害程度区分の名称を変更し、「障害支援区分」とする
- ・ 障がいのある人の特性に応じて必要とされる標準的な支援の度合い、という位置付けへ変更
- ・ 知的障がいや発達障がいの特性に応じて区分判定が適切に行われるような配慮措置を国へ義務付け

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

14

## 結局どうなるの？

- 平成26年4月から変更
- 現行の程度区分判定の聞き取り項目を変更するところまで踏み込む(現在は二次判定変更率45%を20%程度にする)
- 聞き取り項目の変更とあわせて、知的・発達障がいのある人が適切な区分を得ることができるような「配慮」をどうするか
- 認定調査員の聞き取りマニュアル改善、審査会の専門性向上などが考えられる

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

15

現時点で想定される  
支援区分のイメージ  
をまとめてみました

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

16



## 障害支援区分への見直し（案）

## 1. 新判定式（コンピュータ判定式）の構築

## ① コンピュータ判定式の見直し

現行の二次判定により近い一次判定が全国一律で可能となるよう、コンピュータ判定式の技術的な見直し。

## ② 警告コードの廃止

一部の組み合わせだけでは障害の特性が、入力ミスを判断することは困難なため、警告コードを廃止。

## 2. 認定調査項目の見直し（106項目 → 80項目）

## ① 調査項目の追加【6項目】

現行の調査項目では評価が難しい知的障害者や精神障害者の特性をより反映するため、調査項目を追加。

## ② 調査項目の統合【14項目 → 7項目】、削除【25項目】

評価が重複する調査項目を統合するとともに、他の調査項目や医師意見書で評価できる項目を削除。

## ③ 選択肢の統一

「身体介助」「日常生活」「行動障害」に係る各調査項目の選択肢を統一。

## ④ 評価方法の見直し

できたりできなかったりする場合、「より頻回な状況」から「できない状況」に判断基準を見直し。

## ⑤ その他（認定調査項目以外の活用）

医師意見書の一部項目を、コンピュータ判定で直接評価。

厚労省資料

## 2. 調査項目の見直し（106項目 → 80項目）

厚労省資料

## ① 調査項目の追加【6項目】

**課題** 知的障害者及び精神障害者の特性をより反映できるように、調査項目を追加する必要がある。

**見直し** 現行の調査項目では評価が難しい知的障害者や精神障害者の特性をより反映するため、調査項目を追加。  
特に、発達障害の特性にも配慮できるよう、行動障害に関する調査項目を追加。

## 調査項目の追加

**健康・栄養管理**：「体調を良好な状態に保つために必要な健康面・栄養面の支援」を評価

**危険の認識**：「危険や異常を認識し安全な行動を行えない場合の支援」を評価

**読み書き**：「文章を読むこと、書くことに関する支援」を評価

**感覚過敏・感覚鈍麻**：「発達障害等に伴い感覚が過度に敏感になること、鈍くなることの有無」を確認

**集団への不適応**：「集団に適応できないことの有無や頻度」を確認

**多飲水・過飲水**：「水中毒になる危険が生じるほどの多飲水・過飲水の有無や頻度」を確認

## ※ その他、評価内容を追加・見直す主な項目

衣服の着脱（衣服の準備等）      じょくそう（予防のための介助）      えん下（経管栄養等の状況）

食事（食事開始前の支援）      入浴（洗髪や洗顔、浴槽の出入り）      排便（月経時の処理）

薬の管理（内服薬以外）      金銭の管理（金融機関での手続き）      視力（全盲）      聴力（全ろう）

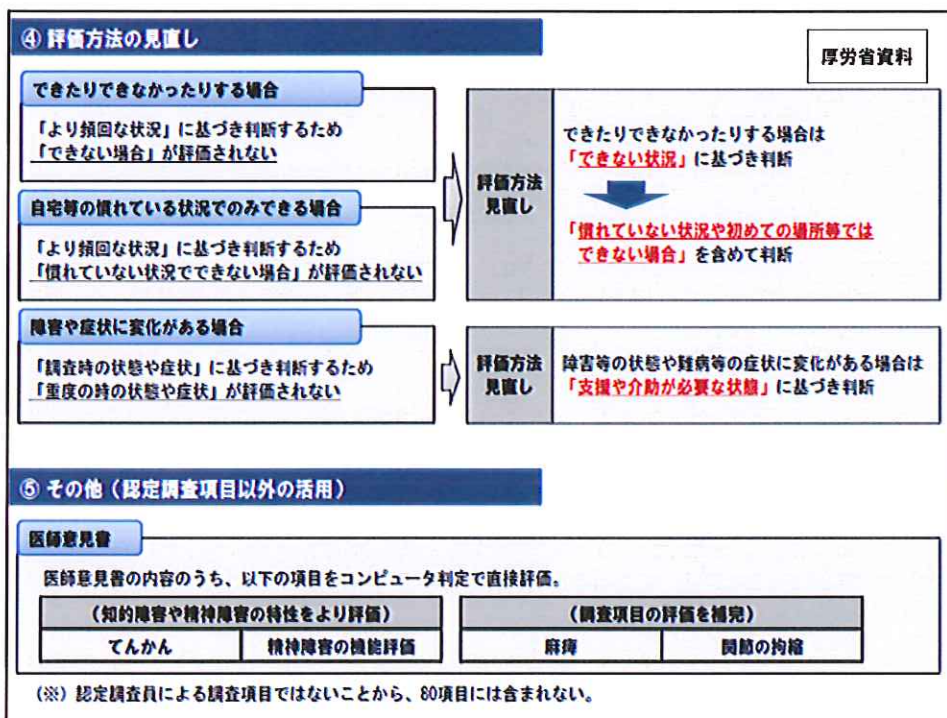
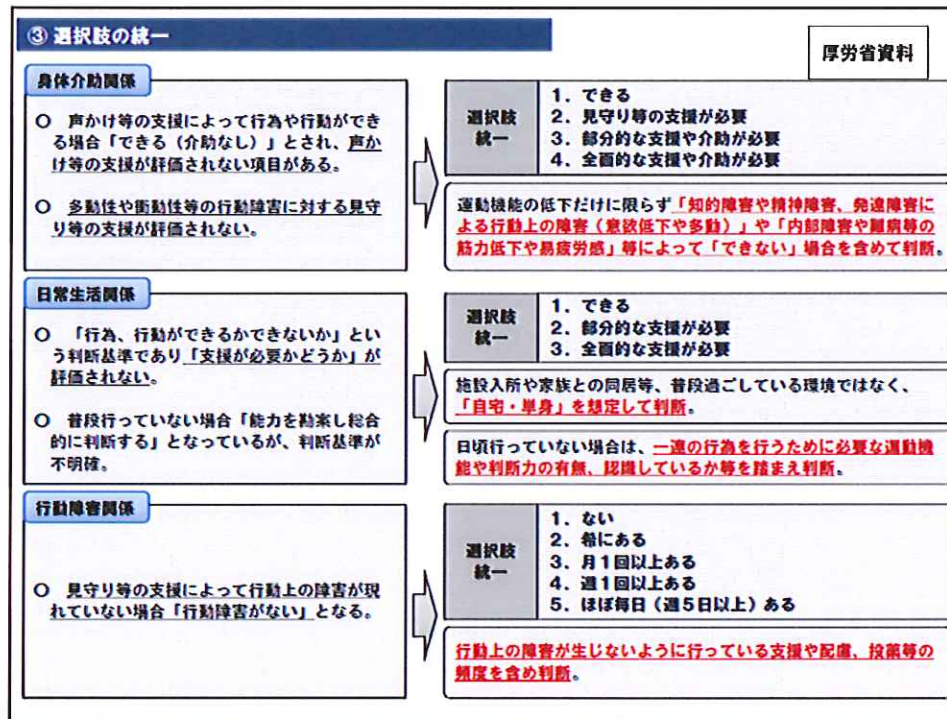
昼夜逆転（極限茶等の内服）      支援の拒否（介護以外の支援）      外出して戻れない（周辺地理を理解していない）

そううつ状態（そう状態）      不安定な行動（支援者等の変化）      話がまとまらない（興奮時の一時的な場合）

1人で出たがる、物や衣類を壊す、自らを傷つける行為、他人を傷つける行為（周囲や周辺の配慮等）

空振り、不潔行為、暴言行為、不適切な行為、突発的な行動（未然に防ぐ支援）

特別な医療【12項目】（本人や家族等が行う類似の行為）





障害支援区分の調査項目（案）				
<b>1. 移動や動作等に関連する項目[12項目]</b>				
1-1 寝返り	1-2 起き上がり	1-3 座位保持	1-4 移乗	
1-5 立ち上がり	1-6 両足での立位保持	1-7 片足での立位保持	1-8 歩行	
1-9 移動	1-10 衣服の着脱	1-11 じょくそう	1-12 えん下	
<b>2. 身の回りの世話や日常生活に関連する項目[16項目]</b>				
2-1 食事	2-2 口腔清潔	2-3 入浴	2-4 排尿	
2-5 排便	2-6 健康・栄養管理	2-7 薬の管理	2-8 金銭の管理	
2-9 電話等の利用	2-10 日常の意思決定	2-11 危険の認識	2-12 調理	
2-13 掃除	2-14 洗濯	2-15 買い物	2-16 交通手段の利用	
<b>3. 意思疎通等に関連する項目[6項目]</b>				
3-1 視力	3-2 聴力	3-3 コミュニケーション	3-4 説明の理解	
3-5 読み書き	3-6 感覚過敏・感覚鈍麻	—	—	
<b>4. 行動障害に関連する項目[34項目]</b>				
4-1 被害的・拒否的	4-2 作話	4-3 感情が不安定	4-4 昼夜逆転	4-5 暴言暴行
4-6 同じ話をする	4-7 大声・奇声を出す	4-8 支様の拒否	4-9 徘徊	4-10 落ち着きがない
4-11 外出して戻れない	4-12 1人で出たがる	4-13 収集癖	4-14 物や衣類を壊す	4-15 不潔行為
4-16 異食行為	4-17 ひどい物忘れ	4-18 こだわり	4-19 多動・行動停止	4-20 不安定な行動
4-21 自らを傷つける行為	4-22 他人を傷つける行為	4-23 不適切な行為	4-24 突発的な行動	4-25 過食・反すう等
4-26 そううつ状態	4-27 反復的行動	4-28 対人面の不安緊張	4-29 意欲が乏しい	4-30 話がまとまらない
4-31 無中力が抜けない	4-32 自己の過大評価	4-33 集団への不適応	4-34 多飲水・過飲水	—
<b>5. 特別な医療に関連する項目[12項目]</b>				
5-1 点滴の管理	5-2 中心静脈栄養	5-3 透析	5-4 ストーマの処理	
5-5 酸素療法	5-6 レスビレーター	5-7 気管切開の処理	5-8 疼痛の看護	
5-9 経管栄養	5-10 モニター測定	5-11 じょくそうの処理	5-12 カテーテル	

## 相談支援・意思決定支援

自立支援法

- ・ 地域生活支援事業の必須事業
- ・ 市町村の考え方や財政状況で明暗

つなぎ法

- ・ サービス利用計画作成を全員作成に
- ・ 地域相談や障害児相談も創設

総合支援法

- ・ 地域相談の対象に刑務所などを追加
- ・ 意思決定支援を事業所責務に追加

## 総合支援法の概要(その4)

### 【相談支援(地域移行支援)】

- 相談支援事業の「地域移行支援」の対象となる施設等を拡大
- 現在は「入所施設」「精神科病院」のみ対象となっているが、「地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者」へ拡大を検討
- 具体的な拡大範囲については、保護施設、矯正施設(刑務所など)が想定される

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

23

## 最新の状況によると・・・

- 拡大される施設は、生活保護法の救護施設と更生施設、いわゆる「刑務所」と更生保護施設(刑務所出所後に入所する施設)となる見込み
- 特に刑務所等からの地域移行は、累犯防止の観点が重要
- いずれの施設も出身地を考慮した入所ではないため、地域移行支援で必要となる面談をどのように行うのか、課題

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

24



## 総合支援法の概要(その5)

### 【強調された「意思決定支援」】

- 国会議論の中で、意思決定支援を強調する方向に法案修正
- 支援事業所の責務、相談支援事業所の責務に「障害者の意思決定の支援に配慮」という一文を追加
- あわせて、知的障害者福祉法、児童福祉法にも意思決定支援への配慮(児童については子どもと保護者の意思尊重)が追加

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

25

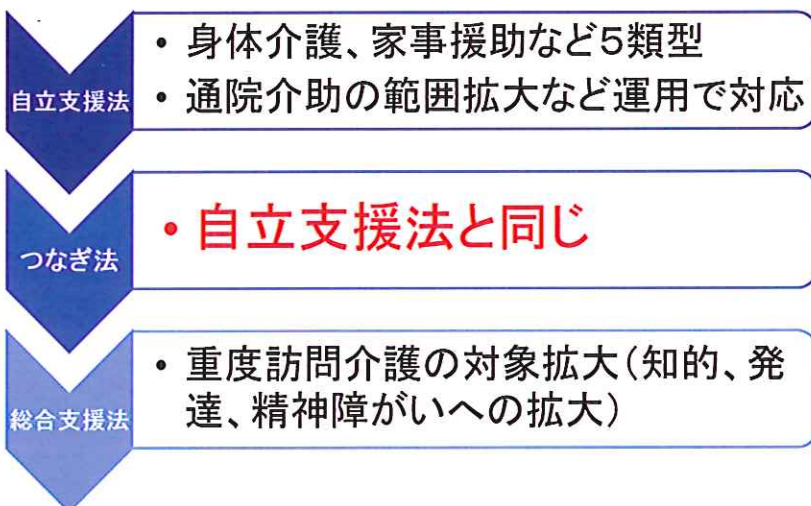
## 結局どうなるの？

- 地域移行相談は平成26年4月から対象拡大
- 「つなぎ」法におけるサービス等利用計画の対象拡大への対応が最優先(平成27年3月までに全員作成)、相談員の量(人数)と質(特性を理解した対応)の確保
- 意思決定支援は、知的・発達障がいのある人にとって重要な課題であり、どのような支援が求められるのか、議論が必要

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

26

## ホームヘルプ系サービス



平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

27

## 総合支援法の概要(その6)

### 【重度訪問介護の対象拡大】

- 重度訪問介護の利用対象に「重度の知的・発達・精神障がいのある人」を加えるが、現時点で詳細は不明(政省令で定める)
- 重度訪問介護は、1人のヘルパーが身体介護、家事援助、外出支援など生活上必要となる介助をトータルに提供するサービス
- 「ヘルパーを活用しての一人暮らし」という選択肢が増えることは歓迎

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

28

## 結局どうなるの？

- 平成26年4月から変更
- サービスの種類などは変更なし
- 身体介護、家事援助、通院等乗降介助、通院介助、重度訪問介護、重度障害者等包括支援
- 既存の「行動援護」との役割分担(対象者像、サービス内容、報酬単価、介助者の資格など)をどう整理するか
- 密室性が高いゆえのリスクも懸念される

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

29

## 最新の状況によると・・・

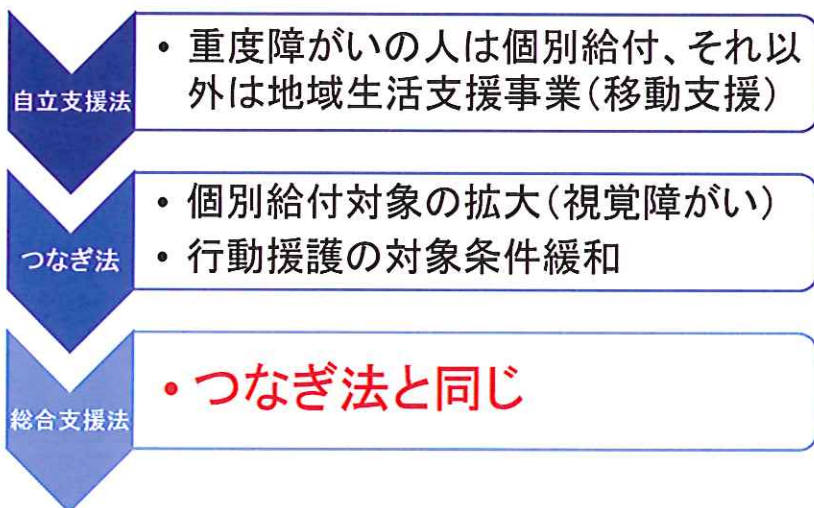
- 対象は「重度の行動障害を有する者」(現行の行動援護対象者)を想定(ただし、区分は「4」以上になる見込み)
- 利用に際しては、基本的に行動援護を利用してアセスメントする流れ(行動援護の事業所がない地域は発達障害者支援センターなどによる代替も可)
- そのため、行動援護については室内での利用をOKとする

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

30



## 外出支援タイプのサービス



平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

31

## 結局どうなるの？

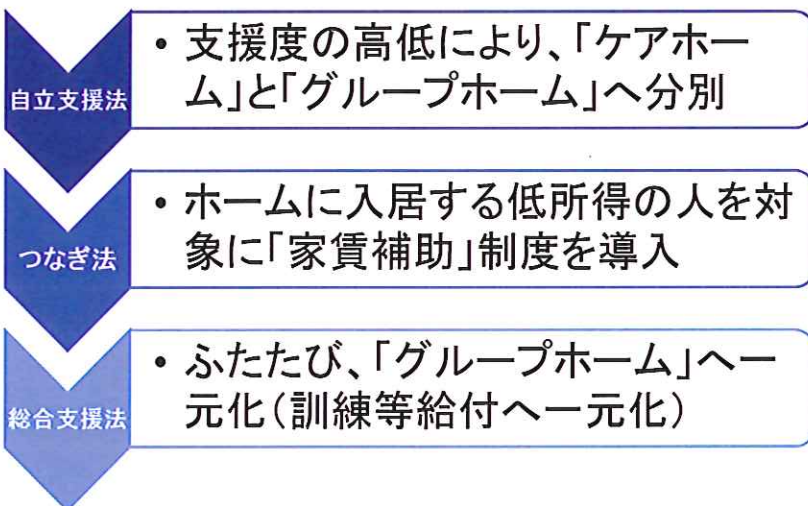
- 平成23年10月から変更済み
- 外出支援は、重度の方は個別給付(国の事業)、軽い方は地域生活支援事業(市町村の事業)という整理
- 国の給付は「重度訪問介護(のうち外出支援)」「行動援護」「自閉症など行動障がい」「同行援護」(視覚障がい)の3種類
- 地域生活支援事業は「移動支援」

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

32



## グループホーム・ケアホーム



平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

33

## 総合支援法の概要(その7)

### 【GH・CHの再統合（再度GHへ）】

- 「グループホーム」「ケアホーム」のGHへの統合により、給付区分は訓練等給付へ
- これにあわせて、入居している人の個別支援（ヘルパー利用）の柔軟化を検討
- さらに、単身型のGH（サテライト型住居）の創設も検討
- 事業報酬の設定（支援員の確保）が大きな課題か（区分に応じた報酬差を継続？）

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

34

## 結局どうなるの？

- 平成26年4月から変更
- 家賃補助制度は、給付金額は1万円／月  
低所得の人(住民税非課税の人)が対象。  
給付金額は全国一律。2ヶ月遅れで事業  
所へ支払い
- 再度GH(訓練等給付)に一元化されたとし  
ても、CHのように障害程度区分に応じた  
事業費とすることは最低限不可欠
- その上で、支援の個別性をどう担保するか

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

35

## 最新の状況によると・・・

- 現行のCHと同じく区分に応じて報酬差を  
設けるタイプと、事業所の責任で身体的な  
介助サービスを外部導入できるタイプが制  
度化される
- 現行のCHについては、基本的に変更なし  
となる可能性大
- 現行のGHについては、どちらのタイプを選  
択するか、考えどころ
- 世話人さんの配置は、「6:1」で統一へ

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

36

## 最新の状況によると・・・

- 介助サービスの外部導入は、入居している人が独自に契約する方法にならず
- サテライト型については、予定どおり認められる方向(本体から20分程度の距離であれば、単身居をホームとして指定可能)
- サテライト用の特別な施設整備や人員配置は不要とする方向
- ただし、自立生活移行を念頭に有期限の利用になる可能性も

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

37

## 小規模入所施設はどうなった？

- これらのほか、衆参両院での「附帯決議」があり、附則に準じた扱いとされている
- 主な決議事項は「グループホームや小規模入所を含めた、地域での居住支援」「難病者に対する総合的な支援法制度」「精神障がいのある人の総合支援体制」「成年後見制度の活用」「一般就労の促進に向けた職場定着」「常時介護を要する人への適切なサービス支給決定」など

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

38



## 最新の状況によると・・・

- 地域における居住支援のあり方は、市町村協議会で議論することが前提とされた
- 一元化後のGH定員を特例で20名程度まで拡大可能としたうえで、安心コールセンター機能や基幹相談支援、短期入所など地域生活支援の機能を付加する方向
- 一方で、高齢化する知的障がいのある人を念頭に置いた「入所施設」を整備する可能性もゼロではない状況

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

39

## 今後に向けて・・・

### 【3年後の検討課題は次のとおり】

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスのあり方
- ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定のあり方
- ③ 障害者の意思決定支援のあり方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進のあり方
- ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援のあり方
- ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援のあり方

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

40



# 障がいのある子どもを 支える法制度のいろいろ

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

## 子どものことは子どもの法律で

- 支援根拠を児童福祉法ベースとし、通所型のサービスは市町村が支給決定(入所はこれまでどおり都道府県)
- 障害児施設を機能別に再編成。児童デイ I 型と通園施設を統合
- ただし、ヘルパー系サービスや短期入所、地域生活支援事業など「大人も子どもも使うサービス」は自立支援法に残ります
- **詳細はスライド9ページを参照**

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

42

## 新しいサービスができました

- 学齡児の放課後、長期休暇支援として「放課後等デイサービス」を創設(以前の児童デイⅡ型や日中一時支援などから移行)
- 地域の幼稚園や保育所などに通う障がいのある子どもを支援するため、「保育所等訪問支援」を創設
- 福祉サービスの利用方法(調整)や生活上の困りごとなどを相談できる「障害児相談支援事業」を創設

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

43

## 手帳がなくてもサービス利用可

- 発達障がいのある子どもや、「発達が気になる子(特に未就学児)」、人数は多くありませんが、高次脳機能障がいの子どものも制度対象となります
- これらの子どもは障害者手帳の認定が難しいため、手帳の代わりに医師の診断書を取る必要があります
- ただし、市町村の判断で診断書の省略も可能(特に未就学児)

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

44

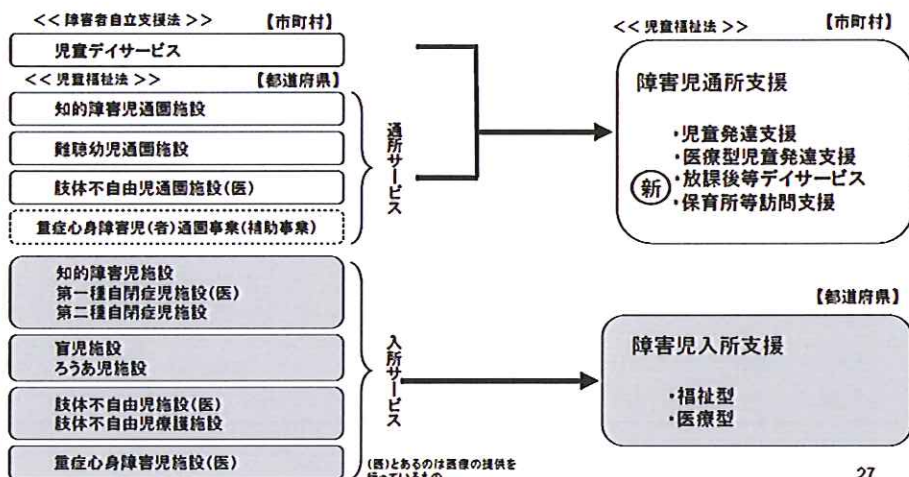
## これからは市町村が主役です

- 障がい児支援の主体が、事実上市町村へ一本化されます(入所施設を除き、支給決定権が児童相談所から市町村へ委譲されています)
- 制度的には施設への長期入所は児童相談所(都道府県)も関わりますが、ほとんどが市町村経由になります
- イメージとしては「児相は手帳認定のみ、それ以外は全て市町村」

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

45

## 【こんな感じになりました】



2011年6月30日 厚労省全国課長会議資料より抜粋

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

46

## 今までのサービスはどうなった？

### 【今までの事業体系との比較】

- 通園施設 → 児童発達支援センター
- 児童デイⅠ型 → 児童発達支援事業
- 児童デイⅡ型 → 放課後等デイ
- 日中一時支援 → 一部は放課後等デイ  
→ 一部はそのまま
- 重心通園 → 児童発達支援事業と生活  
介護(放課後等デイ)

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

47

## 子どものところへ支援者を派遣

- これまでの障がい児支援は子どもが施設へ通所するスタイルが一般的でしたが、専門支援施設のスタッフが幼稚園、保育所や学校、学童保育などへ出向くサービスが新設されました(保育所等訪問支援)
- 障がい児支援の選択肢が広がることが期待されますが、新しいサービスなので担い手の確保が課題です
- 各地域で実施方法などの検討が必要です

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

48



## 相談支援を使ってみよう(1)

- サービスの利用予定などを整理した「障害児支援利用計画案」を作成してもらうことができます(サービス利用調整を含む)
- また、家庭訪問などの方法でお子さんの状況を定期的に確認して、必要に応じて利用計画を変更することもできます
- 平成27年3月までに、福祉サービスを利用する子ども全員に「障害児支援利用計画案」が必要になります

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

49

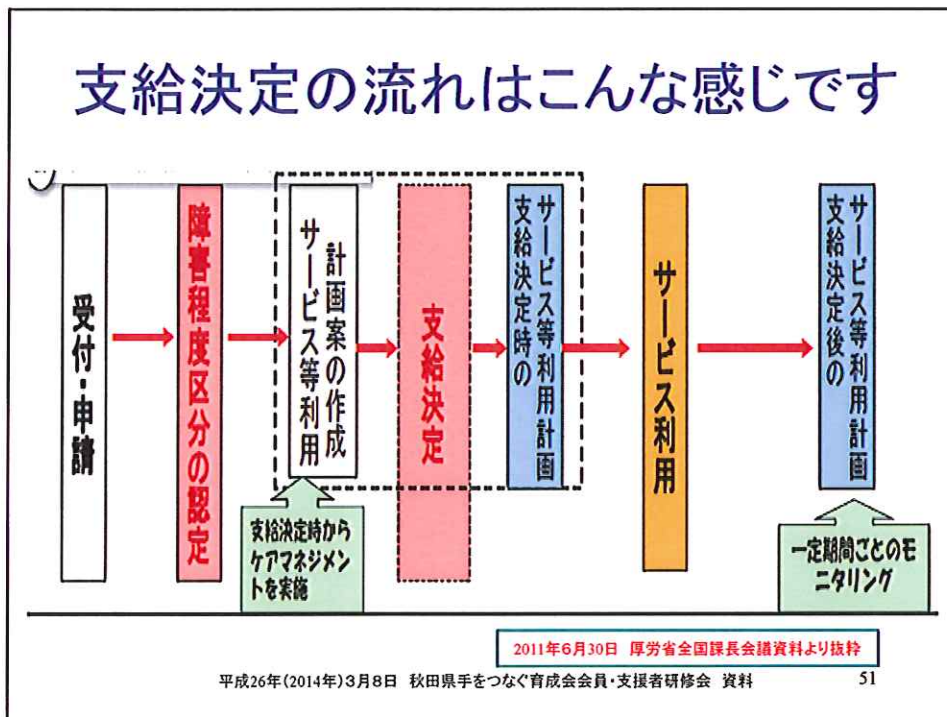
## 相談支援を使ってみよう(2)

- これまでの支給決定プロセスを見直し、障害児支援利用計画案(またはサービス等利用計画)を支給決定前に作成し、市町村はそれを参考に支給決定します
- ただし、本人や家族などが相談支援事業所を通さずに計画案を作成することも可能です(子どもの場合は保護者が計画を立てるイメージ)
- 新しい相談支援の全体像は次ページ

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

50

## 支給決定の流れはこんな感じです



## ちょっと寄り道して..

- 現在、相談支援の現場でも課題となっている「高等部卒業後に直接就労継続B型を利用できなくなる」という運用について
- 国から平成25年3月に事務連絡が発出され、平成27年3月(今の高等部2年生)までは、自立支援協議会などの承認を得ることで直接B型利用はOKになった
- その後は事前アセスメントが必須となる

児童福祉法改正により、  
お子さんが利用することの  
できるサービスは  
拡大される見込みです

では、子どもの時期から  
サービスを利用するメリット  
って、あるのでしょうか??

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

53

## メリット・その1

- 障がいのあるお子さんは、高校(高等部)卒業後に福祉サービスの利用が選択肢に入ります
- では、親御さんは福祉サービス(今なら自立支援法)の利用方法、分かりますか?

お子さんの卒業進路を検討する際、福祉サービスの利用方法を知っているかどうかは大違い  
そして、福祉サービスの利用方法は実際に利用してみないと分かりません

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

54



## メリット・その2

- 親御さんが緊急事態の時には、お子さんを福祉事業所(たとえば短期入所事業所)へ託す可能性が高まります
- 緊急事態が起こってから「どこの施設ならよりベターか」は考えられませんよね

親御さんの緊急事態は、予測もできなければ避けることもできません。その時になって慌てることがないよう、平時から「体験利用」が大切

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

55

## メリット・その3

- お子さんは、高校(高等部)卒業後に福祉サービスを利用する場合、計画的に基盤整備してもらう必要があります
- では、行政はどのような方法でお子さんの支援ニーズを把握するのでしょうか？

行政は福祉サービス整備の必要性を「目に見える根拠」に基づいて判断する傾向にあります  
 児童期から福祉サービスを活用することは「ニーズがありますよ」という発信につながります

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

56

## メリット・その4

- 児童期は、成人期に向けた「助走期間」のようなものです
- 経験は(混乱しない程度に)多いほど良いですね。もちろん、トラブルに対する経験も必要です

たとえば、鉄道やバスのキップを買う際、少し時間がかかりそうだったらどうしますか？ヘルパーさんなら、打ち合わせることで「待つ」「周囲に理解を求める」という支援ができます

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

57

## メリット・その5

- お子さんの「卒業進路」を考え始める時期に「早すぎる」ということはありません
- その際、お子さん自身の希望や現状、将来展望などを考える視点は、多面的である方がバランス良くなります

現時点で、お子さんを取り巻く視点が「保護者」と「学校」だけになっていませんか？自宅でも学校でもない環境でお子さんが見せる表情や可能性も、多面的な視点の1つです

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

58

## メリット・その6

- 住み慣れた地域で長く暮らすためには、地域にたくさんの「応援団」が必要です
- ところで、皆さんの地域の支援者さんは、どこから出勤されていますか？

在宅型の支援サービスは支援者の方もその地域の方が大多数ですから、サービスを使えば使うほど、お子さんのことを知る人が増えることとなります  
もちろん、親御さんがお住まいの地域の方を対象に啓発イベントなど行うことも大切です

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

59

## まとめにかえて

- 児童期から福祉サービスを活用することで親も子どもも「地域の応援団」を増やすことができます
- 常にお子さんの「18歳」を意識して「今」必要な支援を考えることで、より多様なサービスの活用方法が生まれます
- お子さんの人生にとって大切な卒業進路に、いろいろな意味で好影響です

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

60



# 手当や医療費助成分野の状況

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

61

## 児童期の手当や医療費助成

- 児童期の手当や医療費助成は、年齢等の条件で障害の有無に関わらず支給されるタイプと、障害に着目して支給されるタイプが混在する
- また、国が制度主体になっているタイプと、市町村が制度主体になっているタイプが国のものが混在する
- 児童の場合、原則として申請者と手当等の受給者はいずれも保護者(親)となる

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

62

## 児童手当(旧・こども手当)

- 年齢等の条件で障害の有無に関わらず支給されるタイプの手当
- 支給金額は次のとおり。ただし、所得制限あり(年収額が1千万円くらい)
- 3歳未満が一律に月額15,000円
- 3歳から小学生までが原則月額10,000円(第三子以降は月額15,000円)
- 中学生は一律に月額10,000円

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

63

## 特別児童扶養手当

- 障害に着目して支給されるタイプの手当なので、障害児の保護者が対象
- 支給金額は障害の状況によって異なり、手帳の等級や医師の診断書によって判定する仕組み。金額は次のとおり
- 重度(1級)の場合は月額50,400円、中軽度(2級)は月額33,570円
- 20歳未満は特別児童扶養手当、20歳以上は障害基礎年金という役割分担

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

64

## 障害児福祉手当

- 障害に着目して支給されるタイプの手当なので、障害児が対象(特別児童扶養手当は親の扶養に着目した手当、障害児福祉手当は子どもの障害に着目した手当)
- 重度障害のある子ども(常時介護を要する子ども)が対象で、基本的には医師の診断書によって判定する仕組み(最重度の手帳の場合は診断書省略もありうる)
- 支給金額は月額14,280円

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

65

## 乳幼児医療費助成制度

- 年齢等の条件で障害の有無に関わらず支給されるタイプの医療費助成
- 市町村事業なため、対象は市町村ごとに異なる(小学生くらいまでが多いが、近年は子育て支援施策の競合により、対象拡大の傾向)
- 助成範囲も市町村によって異なる(医療保険の自己負担分を助成対象としている地域が多い)

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

66



## 自立支援医療制度

- 障害に着目して支給されるタイプの医療費助成
- 児童期については、身体障害児を対象とした「育成医療」と、知的・発達障害児を対象とした「精神科通院医療」が利用可能
- それぞれ、対象になるかどうかは指定医師の診断書により判定する
- 助成範囲は医療費の9割(自己負担1割なので、通常の医療保険よりは有利)

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

67

## 重度障害児者医療費助成制度

- 障害に着目して支給されるタイプの医療費助成
- 市町村事業なため、対象は市町村ごとに異なる(重度判定を対象としている地域が多い)
- 助成範囲は助成範囲も市町村によって異なる(医療保険の自己負担分としている地域が多いが、近年では全額補助ではなく一部負担を導入する地域が増えている)

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

68

## 変わるもの、変わらないもの

### 変わる制度

措置 → 支援費 → 自立支援法  
→ 総合支援法

### 変わらない支援

本人に寄り添った支援、地域生活の推進など

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

69

## お話の最後に・・・

- 又村は、障がいのある人に関わる制度を、なるべく分かりやすくお伝えすることを目指しています。「通訳」みたいなものです。
- でも、「通訳」を必要とする福祉制度っていうのは、どうなのでしょう？
- いつの日か、「サービスを利用する人が理解できる」ことが当たり前求められる法制度になって欲しいものですね。

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

70

ご清聴、  
ありがとうございました

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

71

## More Info・・・(その1)

○ 全日本手をつなぐ育成会機関誌「手をつなぐ」

又村が編集委員をしています。主に知的障がい・発達障がいのある人と家族のための情報が掲載されています。(又村も連載を持っています)もし興味がありましたら、こちらのHPをチェック!

<http://www.ikuseikai-japan.jp/aboutus/aboutus06.html>

または、「全日本手をつなぐ育成会」で検索していただくとたいがいトップで表示されます。

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料



## More Info・・・(その2)

地域づくり委員会の冊子「地域らしさを咲かせよう  
—色とりどりの地域づくり」ができました！！

発行：社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会

編集：地域づくり委員会

525円(税込)

サービスは少しずつ充実してきたけど、そのぶん、地域とのつながりが薄くなってきた.....そんな悩みをもっている育成会も多いはず。本書では、地域のさまざまな分野の人たちとつながりを持ちながら、「地域づくり」の担い手として活躍するためのノウハウを花づくりにたとえながら、わかりやすく解説。「たまり場」「場づくり」など、これからの時代のキーワードも満載。全国の育成会が個性を輝かせながら「地域に貢献していく存在」になるための必読書です。

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

## More Info・・・(その3)

### ○ ふれんど宙船(しっぷ)WEB

又村がブログを書いています。更新頻度がアレですが・・・  
<http://friendship-web.com/> または、検索ソフトで「ふれんど宙船」と入力すれば、トップ表示されます。

### ○ ふれんど宙船刊行の総合支援法攻略講座

「障害者総合支援法攻略講座」(500円・送料込)

→ 2012年5月19日開催の最新講演録です！！

→ お手数をおかけいたしますが、お申し込みはメールにて  
お願いいたします。(no-ma@kde.biglobe.ne.jp)

担当：山本(メールタイトルに指定はありませんが、送付先のご住所、お名前と必要冊数を明記してください)

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料

## More Info・・・(その4)

東日本大震災 復興支援

**ミンナDEカオウヤ**

### 【ミンナDEカオウヤ プロジェクト】

東日本大震災で被災した障害者福祉事業所で製作されている授産品を、東京・愛知・大阪といった都市部で販売する、参加型プロジェクトです。

★ 以下のURL、または検索ソフトで「ミンナDEカオウヤ」を入力！！

<http://www.kaouya.jp/>

平成26年(2014年)3月8日 秋田県手をつなぐ育成会会員・支援者研修会 資料